



# 石畳やわた

ホームページ  
<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘书課広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 FAX(075)982-7988

平成22年(2010年) 6月1日現在  
**人口7万4229人** 前月比 24人減  
 男:3万6405人 女:3万7824人  
**世帯 3万848世帯**  
**動き 出生 41人 死亡 55人**  
 (5月分) 転入 199人 転出 209人

広報やわたしは、古紙を配合した再生紙と  
環境にやさしい植物インクを使っています



太鼓狂う「宮入り」(昨年の「月16日」)

7月のカレンダー(予定)

## 市議会第2回定期会・行政財政検討審議会に諮問

2面 7月11日は参議院議員通常選挙

8・9面

中学校に太陽光発電設備等を設置・子ども手当・流れ橋復旧

3面 情報ひろば・あなたも一言、

10・11面  
12・13面

## 平成22年度八幡市職員採用試験

4面 子育て・相談・生活・図書館

12-13面

医療特集(後期高齢者医療・人間ドック・福祉医療)

5面 保健医療福祉(健康診査・健康相談・予防接種ほか)

14・15面

## 健康特集(特定健康診査・女性のためのがん検診)

・7面：まちの話題(水防訓練・サツ

16面



## 男山中と男山第三中 太陽光発電設備等を設置



屋上に設置されたパネル(男山三中)

甲請を  
忘れないように  
△支給額  
1万3千円  
△支給月  
6月・10月・2月  
△支給月  
1人当たり、月

### 子ども手当の申請

支給対象の受給者	申請の有無等
中学校1年生(平成9年4月2日以降の生まれ)以下の子どもを養育し、児童手当を受給(平成22年3月31日現在)していた人	申請等の手続きは不要
上記①の児童手当を受給している子どもとは別に、中学校2年生・3年生(平成7年4月2日~平成9年4月1日生まれ)の子どもがいる人	9月30日までに請求した場合、4月分までさかのぼって支給
上記①の児童手当を所得超過等で受給していない人	市は、男山第二中と男山東中の空調設備も今年度に設置します。
中学校2年生・3年生(平成7年4月2日~平成9年4月1日生まれ)の子どもがいる人	◆問い合わせ 教育総務課

完了しました。  
太陽光発電設備は、南側  
校舎屋上に横131㍍、縦  
31㍍の太陽光発電設備と空  
調設備の工事が6月30日、

**固定資産税(第2期分)  
納期限は8月2日です**

市税は納期限内に市税取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期が過ぎた市税は督促状が送付され、徵收権限が京都市地方税機構が行います。

※「京都地方税機構」とは、府と府内25市町村(京都市を除く)の税務業務を行う広域連合です。

申込み 7月20日までに手続きすると8月が納期(第3期分)から、また8月20日まで納め忘れません。

◆問い合わせ 納税課

口座振替の利用を

口座振替を利用すると、  
口座振替の申し込みは、

市税取扱金融機関(市外の場合)には申込書がない場合があります。または納税課で行うことができます。

◆問い合わせ 紳税課

展望台から望む木津川

○時間 男山山上展望台の景観  
整備について。  
◎回答 展望台から木津川三川な

### 「平和の折り鶴」を募集

市とピースハート(市非核平和都市推薦団体会)は7月1日から25日まで、平和の願いを込めて折った「平和の折り鶴」を募集します。



折り鶴は、市内公共施設にある回収力ゴに入れてください。力ゴのそばに、10cm角の大きさの折り紙を用意しました。折ると「届け!私たちの平和の願い」「世界中が平和でありますように」の文字が真に出るようになっています。自由にお使いください。また、この折り紙以外で折られたものも回収力ゴに入れてくれください。

折り鶴は市役所で展示した後、市内中学生らの平和大使により8月6日、広島平和記念公園の「原爆の子の像」にささげられます。

※回収力ゴ設置場所=市役所、八幡人権・交流センター、公民館、コムユニティセンター、図書館ほか

◆問い合わせ 人権啓発課

### 流れ橋が復旧

流れ橋が6月16日、復旧しました。

市東部の木津川にかけられました。



流れ橋は356㍍、木津川

市として日本農業新聞

62-1731

◆問い合わせ 京都府山城北土木事務所 0774

**固定資産税を減額  
住宅の熱損失防止改修工事**

①窓の断熱改修工事(必須)

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

◆問い合わせ 紳税課

◆問い合わせ 人権啓発課

◆問い合わせ 資産税課

◆問い合わせ

# 市職員を募集します

あなたの力で

明るく親切な受付窓口をつくってください  
高齢者や弱者にやさしいまちをつくってください  
環境にやさしく美しいまちをつくってください  
明日の八幡を担う子どもたちを育んでください  
安心で安全なまちをつくってください



新規採用職員に開示する市長  
(4月1日、市役所分庁舎)



市では、公平、公正で透明性の高い採用試験を行うための基本的な考え方を定めています。

- 採用試験にかかるすべての職員に対し、受験者等からの直接、間接の働きかけが及ぼない措置を講じます。
- 特別職は、採用試験の実施に関与しません。
- 合否判定者、面接試験官等に事前研修を行います。
- 合否判定は合議によって行います。
- 職員採用試験実施要領と実施細則に基づき行います。
- 試験官の氏名と受験者の氏名や受験番号は秘匿します。
- 八幡市職員採用試験改善懇話会委員が試験に立ち会います。
- 採点票等は試験官の署名、押印の上、厳重に保管します。

## 試験の日時および場所

区分	月日	時間(予定)	場所
第1次試験	9月19日(日)	午前9時30分～ 午後2時	京都八幡高等学校 ・北キャンパス (男山吉井7)
		午前9時30分～ 午後4時30分	
第2次試験	11月3日(祝) (実施日は予定)	職種により時間が異なります。 詳細は第1次試験合格者に通知します。	市文化センター (八幡高畠5-3)
		※第2次試験日に受験全員に健康診断を受診していただきます。	

(注)第1次試験当日は試験開始10分前までに試験会場にお越しください。

## 試験職種、採用予定人数および受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
事務職A (一般事務)	16人	(1)昭和55年4月2日以降に生まれた人 (2)学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人
事務職B (社会福祉士)	5人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)社会福祉士資格を有する人(取得見込みは不可) (1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)2級土木施工管理技士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の土木専門課程を卒業または平成23年3月31日までに卒業見込みの人
技師(土木)	4人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)2級建築士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の建築専門課程を卒業または平成23年3月31日までに卒業見込みの人
技師(建築)	5人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)2級建築士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の建築専門課程を卒業または平成23年3月31日までに卒業見込みの人
保健師	2人	(1)昭和50年4月2日以降に生まれた人 (2)保健師免許を有する人または平成22年度の国家試験で取得見込みの人
幼稚園教諭 保育士	4人	(1)昭和55年4月2日以降に生まれた人 (2)幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人または平成23年3月31日までに取得見込みの人 (注)採用職種(幼稚園教諭または保育士)、配属施設(幼稚園または保育園)は採用時に決定します。
消防職	3人	(1)昭和60年4月2日以降に生まれた人 (2)学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 (3)普通自動車運転免許(A T限定は不可)を有する人または平成23年3月31日までに取得見込みの人 (4)採用後の通勤時間(片道)が概ね1時間以内の人 (5)身体上、職務遂行に支障のない人

(注1)表の受験資格に必要な免許・資格が平成23年3月31日までに取得できなかった場合や、卒業できなかった場合は採用できません。

(注2)表の受験資格にかかわらず、次に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人または被保佐人(法改正の経過措置としての準禁治産者を含む)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 八幡市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 試験の方法、内容等

試験区分	内容	対象職種
第1次試験	公務員として職務遂行に必要な一般的知識および知能等について筆記試験を行います。(多肢選択式40題)	全職種
	規定課題による文章表現力をみる試験を行います。(採点は第2次試験で行います)	
専門試験	専門知識や専門技術について筆記試験を行います。(多肢選択式30題)	技師(土木)、技師(建築)、保健師、幼稚園教諭・保育士
	個別面接を行います。(同日に受験者1人につき2回行います)	
実技試験	ピアノ演奏と絵本の朗読について試験を行います。	幼稚園教諭・保育士
	職務の遂行に必要な適性について検査を行います。	
第2次試験	職務の遂行に必要な職場適応性について検査を行います。	事務職A(一般事務)、事務職B(社会福祉士)、技師(土木)、技師(建築)、保健師、消防職
	職務の遂行に必要な職場適応性について検査を行います。	
体力検査	基礎的な体力について検査を行います。	消防職

## 受験申し込みの手続き

採用試験の申込書は、人事課、八幡人権・交流センター、有都交流センター、生活情報センター、公民館で配布します。また市ホームページからもダウンロードできます。

受付期間	平成22年8月3日(火)～8月16日(月)
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(土・日は受け付けできません)	
受付場所	八幡市役所2階人材課
提出書類	①八幡市職員採用試験申込書 ②受験票、写真(それぞれ縦4cm×横3cmの写真を貼付したもの) ③市指定の履歴書(縦4cm×横3cmの写真を貼付したもの) ④返信用封筒(定形235mm×120mm)1通(郵便番号、住所、氏名を明記し、240円分の切手を貼付したもの) ⑤受験資格に記載の資格・免許を有することが証明できるもの(免許の写し等)などし、卒業証明、卒業見込証明、成績証明は申込時には提出の必要はありません
注意事項	①郵送およびインターネットでの申し込みはできません。(持参に限ります) ②ホームページからダウンロードした様式を使用される場合、用紙はA4とし、履歴書は両面印刷をしてください。(両面印刷ができないときは、履歴書の表面と裏面を張り合わせて両面印刷と同形態にしてください。提出書類は白書に限ります) ③申込書は本人が持参してください。代理の人が持参される場合は、書類の不備や記載内容の訂正等に対応できる人に限ります。 ④写真は申し込み前6ヶ月以内に撮影(正面、無帽・上半身、縦4cm×横3cm)したものに限ります。写真の裏面に氏名を記載してください。(同じ写真が計3枚必要です) ⑤提出書類の記載事項の不備や書類が揃っていない場合は、受け付けすることができます。このために生じた申し込みの遅延については責任を負いません。 ⑥受付最終日は混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。 ※第2次試験会場にはエレベータ設置がありません。車いす等を使用されるなど、試験会場での移動に補助・介助等が必要な場合は、受験申込時にお申し出ください。

## 第2期募集について

合格者数が採用予定者数に満たないことが見込まれるときは、年内に第2期の職員採用試験を実施する場合があります。実施する場合は、市ホームページ等でお知らせします。

## 後期高齢者医療

後期高齢者医療の被保険者は、7月中旬に、被保險者証(紫色)を送付します。

### 窓口で支払う医療費

後期高齢者医療制度では、皆さんが医療機関の窓口で支払う医療費(一部負担金)の割合(窓口負担)を前年の収入により判定します。

- 窓口負担割合の判定
- 住民税の課税所得が1万円以上…3割
- 負担割合を1割に軽減
- 負担割合が3割の世帯で

### 入院時の食事代等の軽減

#### 入院時の

#### 食事代等の軽減

入院時の食事代の自己負担額が軽減される条件に該当する場合は、引き続き該当される人は市から新しい認定証を交付して下さい。現在お持ちでない人で、次に該当する場合は、申請をして下さい。

△非課税所得: 世帯金員が住民税非課税で、かつ所得(年所得)は控除額を80万円と

■入院したときの食事代等の自己負担額【表1】	
	1食当たり
一般(下記以外の所得者)	260円
	210円
	160円
低所得Ⅱ	100円

△非課税所得: 世帯金員が住民税非課税で、かつ所得(年所得)は控除額を80万円と  
△特別徴収の場合: 世帯金員が住民税非課税で、かつ所得(年所得)は控除額を80万円と  
△普通徴収の場合は: 納期は7月から翌年3月までの9回払い、口座振替などにより納めてください。  
△特別徴収の場合は: 年の所得で計算した金額を天引きし、4月・6月・8月に前々年

## 人間ドック受診費用を補助

### 国保と後期高齢者医療制度

半日人間ドックの受診費用を補助します。平成22年度からは国保加入者に加えて、後期高齢者医療制度加入者も対象となりました。

#### △申込期間・場所

- ①7月8日(木)=市文化センター1階・展示室
- ②7月9日(金)、7月12日(月)~15日(木)=市役所1階・国保医療課
- ※受付時間はいずれも午前9時~午後5時15分。定員になり次第、受け付けを終了します。
- △定員と対象者

(国保加入者) 定員400人。①申請時に1年以上継続して国保に加入し、保険料を完納している人②40歳以上75歳未満(受診時)の人③妊娠や入院をしていない人④特定健康診査を受診されていない人

(後期高齢者医療制度加入者) 定員100人。①市から被保険者証を受けている人②後期高齢者医療保険料を完納している人③医療機関に入院していない人④後期高齢者健康診査を受診されていない人

※同じ年度に入間ドックと特定健康診査、後期高齢者健康診査を重ねて受診することはできません。市から特定健診の受診券が送られてきた人は、人間ドック申込時にお返しください。

△申し込みに持参するもの 保険証と印かん

△受診期間 9月1日(水)~平成23年3月31日(木)

△自己負担 受診費用の3割相当額(市が契約している検査項目以外は対象外)

△医療機関 京都第一赤十字病院、美杉会男山病院(婦人科なし)、京都八幡病院、京都きづ川病院、森生会総合病院、大和健診センター、田辺中央病院、坂崎診療所

※受診希望日等をお尋ねすることができますので、できる限り受診本人が申し込みください。男山病院を希望された場合、受付時に受診希望日を決めていただきます。

※脳ドック受診希望者は、個人負担となります。人間ドック申込時に受診機関とご相談ください。

### ◆問い合わせ 国保医療課

### 【保険料の算定方法】

$$\text{均等割額} = \frac{\text{被保険者1人当たり}}{\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額}} \times 33\text{万円}$$

$$= 44,410\text{円} \times 0.68\%$$

## 被保険者証を送付

は、申請により負担割合が1割となります。

▽軽減要件

①世帯内の被保険者が1人

の場合、収入金額が383

万円未満。

②世帯内の被保険者が2人

以上の場合、収入金額の合

計が520万円未満。

③世帯内の被保険者が1人

で、同一世帯に70歳以上75

歳未満の人がいる場合、そ

れらの収入金額の合計が5

20万円未満。

▽申請方法 被保険者証

・本人確認書類または本人

の委任状、収入額が確認で

きる書類(源泉徴収票、

確定申告書の写し等)、印

かん

して計算

が0円の人、ま

たは老齢福祉年金を受給

している人

△申請方法 被保険者証と

印かんを持参のうえ国保医

療課へ

△申請方法 被保険者証と

印かんを持参のうえ国保医

療課へ

△軽減要件

18万円未満の人や介護保険料と合わせた保険料額が1

回の年金支払い額の2分の

1を超える人は年金天引き

した金額で天引きします。

ただし、年金の受給額が

18万円未満の人や介護保険

料と合わせた保険料額が1

回の年金支払い額の2分の

1を超える人は年金天引き

した金額で天引きします。

の対象なりません。

10月以降、口座振替によ

る納付を希望される人は、

8月5日までに国保医療課

(医療係)で手続きしてく

ださい。

被扶養者で

&lt;p